

第2期諫早市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表（傍線赤文字部分は変更箇所）

変 更 後					変 更 前				
1. 略 2. 略 3. 略 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業					1. 略 2. 略 3. 略 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 栄町東西街区 第一種 市街地再開発事業 【内容】 再開発手法による街区更新、大型店及び駐車場、住宅等の整備 【実施時期】 平成 24～30 年度	栄町東西街区市街地再開発組合	【位置づけ】 アエル中央商店街に面する既存大規模店舗を含む街区及びその他の街区について再開発を行い、商業の拠点の形成を図るものであり、「賑わうまち」及び「安心して生活できるまち」に向けた事業として位置づける。 【必要性】 商業機能の高度化、街なか居住の促進、並びに、土地の高度利用と安全性の向上のため必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 平成 24～30 年度		【事業名】 栄町東西街区市街地再開発事業 【内容】 再開発手法による街区更新、大型店及び駐車場、住宅等の整備 【実施時期】 平成 24～30 年度	栄町東西街区市街地再開発組合	【位置づけ】 アエル中央商店街に面する既存大規模店舗を含む街区及びその他の街区について再開発を行い、商業の拠点の形成を図るものであり、「賑わうまち」及び「安心して生活できるまち」に向けた事業として位置づける。 【必要性】 商業機能の高度化、街なか居住の促進、並びに、土地の高度利用と安全性の向上のため必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 平成 24～30 年度	
【事業名】 道路事業《市道諫早公園線外 2 路線》	(略)	(略)	(略)		【事業名】 道路事業《市道諫早公園線外 2 路線》	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 公園事業 上山公園（諫早公園広場） (略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 公園事業 上山公園（諫早公園広場） (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 高質空間形成施設《高城回廊》 (略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 高質空間形成施設《高城回廊》 (略)	(略)	(略)	(略)	

<p>【事業名】 諫早駅東地区 <u>第二種</u> 市街地再開発事業（<u> </u>棟）</p> <p>【内容】 再開発手法による都市機能の更新。住居系や商業、業務施設用床の整備</p> <p>【実施時期】 平成 26～33 年度</p>	諫早市	<p>【位置づけ】 諫早駅周辺は県央地域や島原半島の玄関口であることから、これに相応しい商業や業務機能を備えた都市環境を整備する。</p> <p>【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（諫早駅周辺地区）） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成 26～30 年</p>			<p>【事業名】 <u>(仮称)</u> 諫早駅東地区市街地再開発事業（<u>A</u>棟）</p> <p>【内容】 再開発手法による都市機能の更新。住居系や商業、業務施設用床の整備</p> <p>【実施時期】 平成 26～33 年度</p>	諫早市	<p>【位置づけ】 諫早駅周辺は県央地域や島原半島の玄関口であることから、これに相応しい商業や業務機能を備えた都市環境を整備する。</p> <p>【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（諫早駅周辺地区）） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成 26～30 年</p>		
削除						<p>【事業名】 <u>(仮称)</u> 諫早駅東地区市街地再開発事業（<u>B</u>棟）</p> <p>【内容】 再開発手法による都市機能の更新。住居系や商業、業務施設用床の整備</p> <p>【実施時期】 平成 26～33 年度</p>	諫早市	<p>【位置づけ】 諫早駅周辺は県央地域や島原半島の玄関口であることから、これに相応しい商業や業務機能を備えた都市環境を整備する。</p> <p>【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（諫早駅周辺地区）） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成 26～30 年度</p>		
<p>【事業名】 諫早駅東地区 <u>第二種</u> 市街地再開発事業（<u>-1</u>棟）</p> <p>【内容】 再開発手法による都市機能の更新。住居系や商業、業務施設用床の整備</p> <p>【実施時期】 平成 26～33 年度</p>	諫早市	<p>【位置づけ】 諫早駅周辺は県央地域や島原半島の玄関口であることから、これに相応しい商業や業務機能を整備する。また、従前権利者が居住する住居等を整備し、中心市街地内居住人口の確保を図る。</p> <p>【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（諫早駅周辺地区）） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成 26～30 年度</p>			<p>【事業名】 <u>(仮称)</u> 諫早駅東地区市街地再開発事業（<u>C</u>棟）</p> <p>【内容】 再開発手法による都市機能の更新。住居系や商業、業務施設用床の整備</p> <p>【実施時期】 平成 26～33 年度</p>	諫早市	<p>【位置づけ】 諫早駅周辺は県央地域や島原半島の玄関口であることから、これに相応しい商業や業務機能を整備する。また、従前権利者が居住する住居等を整備し、中心市街地内居住人口の確保を図る。</p> <p>【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（諫早駅周辺地区）） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成 26～30 年度</p>		
<p>【事業名】 諫早駅東地区 <u>第二種</u> 市街地再開発事業（<u>-2</u>棟）</p> <p>【内容】 再開発手法による都市機能の更新。住居系や商業、業務施設用床の整備</p> <p>【実施時期】 平成 26～33 年度</p>	諫早市	<p>【位置づけ】 まちの魅力と利便性を向上させるために、収容力の高い立体式駐車場を整備する。</p> <p>【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（諫早駅周辺地区）） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成 26～30 年度</p>			<p>【事業名】 <u>(仮称)</u> 諫早駅東地区市街地再開発事業（<u>駐車場</u>棟）</p> <p>【内容】 再開発手法による都市機能の更新。住居系や商業、業務施設用床の整備</p> <p>【実施時期】 平成 26～33 年度</p>	諫早市	<p>【位置づけ】 まちの魅力と利便性を向上させるために、収容力の高い立体式駐車場を整備する。</p> <p>【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（諫早駅周辺地区）） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成 26～30 年度</p>		

<p>【事業名】 交流広場整備事業</p> <p>【内容】 交流空間（全天候型）</p> <p>【実施時期】 平成 29～<u>31</u>年度</p>	諫早市	<p>【位置づけ】 交流広場を整備することにより、市内外の人が交流することの出来る空間とする。</p> <p>【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(諫早駅周辺地区)) [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成 29～30 年度</p>		<p>【事業名】 (仮称)諫早駅交流空間整備事業(ガレリア棟)</p> <p>【内容】 交流空間（全天候型）</p> <p>【実施時期】 平成 29～<u>30</u>年度</p>	諫早市	<p>【位置づけ】 A棟とB棟の間をガレリアとして整備することにより、市内外の人が交流することの出来る空間とする。</p> <p>【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(諫早駅周辺地区)) [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成 29～30 年度</p>	
<p>【事業名】 諫早駅自由通路整備事業</p> <p>【内容】 諫早駅の東口と西口を連絡する自由通路の整備 L = 80m、 W = 8m</p> <p>【実施時期】 平成 27～<u>31</u>年度</p>	諫早市	<p>【位置づけ】 駅東西の連絡性を向上させ、誰もが利用しやすい空間づくりを行い、使いやすさと楽しさを兼ね備えた交流通路とする。</p> <p>【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(諫早駅周辺地区)) [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成 <u>27</u>～29 年度</p>		<p>【事業名】 諫早駅東西自由通路整備事業</p> <p>【内容】 諫早駅の東口と西口を連絡する自由通路の整備 L = 80m、 W = 8m</p> <p>【実施時期】 平成 27～<u>29</u>年度</p>	諫早市	<p>【位置づけ】 駅東西の連絡性を向上させ、誰もが利用しやすい空間づくりを行い、使いやすさと楽しさを兼ね備えた交流通路とする。</p> <p>【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(諫早駅周辺地区)) [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成 <u>28</u>～29 年度</p>	
<p>【事業名】 諫早駅交通広場整備事業</p>	(略)	(略)	(略)		<p>【事業名】 諫早駅交通広場整備事業</p>	(略)	(略)	(略)	
<p>【事業名】 諫早駅情報発信等多目的広場整備事業</p> <p>【内容】 観光物産・物産振興施設等 A = 550 m²</p> <p>【実施時期】 平成 27～29 年度</p>	諫早市	<p>【位置づけ】 「諫早駅東西自由通路整備事業」により整備する東西自由通路に併設して整備する多目的床である。島原半島3市と協働した観光や物産等の情報発信を行うことにより、中広域での人の回遊性や集客を目指す。</p> <p>【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(諫早駅周辺地区)) [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成 27～29 年度</p>		<p>【事業名】 諫早駅情報発信多目的広場整備事業</p> <p>【内容】 観光物産・物産振興施設 A = 550 m²</p> <p>【実施時期】 平成 27～29 年度</p>	諫早市	<p>【位置づけ】 「諫早駅東西自由通路整備事業」により整備する東西自由通路に併設して整備する広場である。島原半島3市と協働した観光や物産等の情報発信を行うことにより、中広域での人の回遊性や集客を目指す。</p> <p>【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(諫早駅周辺地区)) [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成 27～29 年度</p>	

		事業である。		
【事業名】 諫早駅東連絡通路整備事業 【内容】 諫早駅から西友方面に連絡する陸橋(歩道)の整備 【実施時期】 平成 27 ~ <u>32</u> 年度	諫早市	【位置づけ】 諫早駅東口において、西友や永昌東町商店街の方面へのアクセスを向上させ、商店街への回遊性の向上や歩行者の安全を確保する。 【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(諫早駅周辺地区)) [国土交通省] 【実施時期】 平成 27 ~ <u>30</u> 年度	

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 道路事業《橋梁補修》 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 主要地方道有喜本諫早停車場線交通安全施設等整備事業 (栄町工区) 【内容】 道路改良 L = 240m、 W = 12m 歩道(両側 2.5m) 【実施時期】 平成 25 ~ <u>30</u> 年度	長崎県	【位置づけ】 県道有喜本諫早停車場線の道路を中心に改良を行うものであり「ひとが集うまち」の実現のための事業として位置付ける。 【必要性】 快適な歩行空間の形成に必要な事業である。	【支援措置】 防災・安全交付金(道路事業) [国土交通省] 【実施時期】 平成 25 ~ <u>30</u> 年度	
【事業名】 一般国道 207 号電線共同溝整備事業	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 市道永昌東栄田線整備事業 【内容】 都市計画道路諫早駅前線に接続する路線の新設	諫早市	【位置づけ】 南北方向の自動車交通の円滑な処理を行い、駅と公共公益ゾーンを結ぶ歩行者動線を強化すると同時に、緊急車両の円滑な通行ルートを確認する。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(道路事業) [国土交通省] 【実施時期】	

		事業である。		
【事業名】 諫早駅周辺東側連絡通路整備事業 【内容】 諫早駅から西友方面に連絡する陸橋(歩道)の整備 【実施時期】 平成 27 ~ <u>29</u> 年度	諫早市	【位置づけ】 諫早駅東口において、西友や永昌東町商店街の方面へのアクセスを向上させ、商店街への回遊性の向上や歩行者の安全を確保する。 【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(諫早駅周辺地区)) [国土交通省] 【実施時期】 平成 27 ~ <u>29</u> 年度	

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 道路事業《橋梁補修》 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 主要地方道有喜本諫早停車場線交通安全施設等整備事業 (栄町工区) 【内容】 道路改良 L = 240m W = 12m 【実施時期】 平成 25 ~ <u>29</u> 年度	長崎県	【位置づけ】 県道有喜本諫早停車場線の道路を中心に改良を行うものであり「ひとが集うまち」の実現のための事業として位置付ける。 【必要性】 快適な歩行空間の形成に必要な事業である。	【支援措置】 防災・安全交付金(道路事業) [国土交通省] 【実施時期】 平成 25 ~ <u>29</u> 年度	
【事業名】 一般国道 207 号電線共同溝整備事業	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 (仮称)諫早病院西側線整備事業 【内容】 市道諫早病院前線に接続する路線の新設	諫早市	【位置づけ】 南北方向の自動車交通の円滑な処理を行い、駅と公共公益ゾーンを結ぶ歩行者動線を強化すると同時に、緊急車両の円滑な通行ルートを確認する。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(諫早駅周辺地区)) [国土交通省]	

L = 450m、 W = 9.5 ~ 12m 【実施時期】 平成 28 ~ 30 年度		【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする 中心市街地活性化には必要な 事業である。	平成 28 ~ 30 年 度	
-------------------------------------------------------	--	-----------------------------------------------------	-------------------	--

(3) 略

(4) 略

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
【事業名】 栄町東西街区第一種市街 地再開発事業 [再掲] 【内容】 再開発手法による街区更 新、大型店及び駐車場、住 宅等の整備 【実施時期】 平成 24 ~ 30 年度	栄町東西街 区市街地再 開発組合	【位置づけ】 アエル中央商店街に面する既 存大規模店舗を含む街区及びそ 他の街区について再開発を行 い、商業の拠点の形成を図るも のであり、「賑わうまち」及び 「安心して生活できるまち」に 向けた事業として位置づける。 【必要性】 商業機能の高度化、街なか居 住の促進、並びに、土地の高度 利用と安全性の向上のため必要 な事業である。	【支援措置】 社会資本整備 総合交付金(市 街地再開発事 業等) [国土交通省] 【実施時期】 平成 24 ~ 30 年 度	

(2) 略

(3) 略

(4) 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一
体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
【事業名】 栄町東西街区第一種市街	栄町東西街 区市街地再	【位置づけ】 アエル中央商店街に面する既	【支援措置】 社会資本整備	

L = 240m、 W = 12m 【実施時期】 平成 28 ~ 29 年度		【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とす る中心市街地活性化には必要な 事業である。	【実施時期】 平成 28 ~ 29 年 度	
-------------------------------------------------	--	-----------------------------------------------------	-----------------------------	--

(3) 略

(4) 略

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
【事業名】 栄町東西街区市街地再開 発事業 [再掲] 【内容】 再開発手法による街区更 新、大型店及び駐車場、住 宅等の整備 【実施時期】 平成 24 ~ 30 年度	栄町東西街 区市街地再 開発組合	【位置づけ】 アエル中央商店街に面する既 存大規模店舗を含む街区及びそ 他の街区について再開発を行 い、商業の拠点の形成を図るも のであり、「賑わうまち」及び 「安心して生活できるまち」に 向けた事業として位置づける。 【必要性】 商業機能の高度化、街なか居 住の促進、並びに、土地の高度 利用と安全性の向上のため必要 な事業である。	【支援措置】 社会資本整備 総合交付金(市 街地再開発事 業等) [国土交通省] 【実施時期】 平成 24 ~ 30 年 度	

(2) 略

(3) 略

(4) 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体と
して行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
【事業名】 栄町東西街区市街地再開	栄町東西街 区市街地再	【位置づけ】 アエル中央商店街に面する既	【支援措置】 社会資本整備	

地再開発事業 [再掲] 【内容】 再開発手法による街区更新、大型店及び駐車場、住宅等の整備 【実施時期】 平成 24～30 年度	開発組合	存大規模店舗を含む街区及びその他の街区について再開発を行い、商業の拠点の形成を図るものであり、「賑わうまち」及び「安心して生活できるまち」に向けた事業として位置づける。 【必要性】 商業機能の高度化、街なか居住の促進、並びに、土地の高度利用と安全性の向上のため必要な事業である。	総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 平成 24～30 年度	
-----------------------------------------------------------------------------------------	------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------	--

- (2) 略
(3) 略
(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) 略

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 栄町東西街区第一種市街地再開発事業 [再掲] 【内容】 再開発手法による街区更新、大型店及び駐車場、住宅等の整備 【実施時期】 平成 24～30 年度	栄町東西街区市街地再開発組合	【位置づけ】 アエル中央商店街に面する既存大規模店舗を含む街区及びその他の街区について再開発を行い、商業の拠点の形成を図るものであり、「賑わうまち」及び「安心して生活できるまち」に向けた事業として位置づける。 【必要性】 商業機能の高度化、街なか居住の促進、並びに、土地の高度利用と安全性の向上のため必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 平成 24～30 年度	
【事業名】 まちづくり協定支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	

発事業 [再掲] 【内容】 再開発手法による街区更新、大型店及び駐車場、住宅等の整備 【実施時期】 平成 24～30 年度	開発組合	存大規模店舗を含む街区及びその他の街区について再開発を行い、商業の拠点の形成を図るものであり、「賑わうまち」及び「安心して生活できるまち」に向けた事業として位置づける。 【必要性】 商業機能の高度化、街なか居住の促進、並びに、土地の高度利用と安全性の向上のため必要な事業である。	総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 平成 24～30 年度	
--------------------------------------------------------------------------------------	------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------	--

- (2) 略
(3) 略
(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) 略

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 栄町東西街区市街地再開発事業 [再掲] 【内容】 再開発手法による街区更新、大型店及び駐車場、住宅等の整備 【実施時期】 平成 24～30 年度	栄町東西街区市街地再開発組合	【位置づけ】 アエル中央商店街に面する既存大規模店舗を含む街区及びその他の街区について再開発を行い、商業の拠点の形成を図るものであり、「賑わうまち」及び「安心して生活できるまち」に向けた事業として位置づける。 【必要性】 商業機能の高度化、街なか居住の促進、並びに、土地の高度利用と安全性の向上のため必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 平成 24～30 年度	
【事業名】 まちづくり協定支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	

【事業名】 中心市街地賑わい創出支援事業	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 のんこの諫早まつり (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 中心市街地夏祭り支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 いさはや万灯川まつり (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 諫早つつじ祭り (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 宿泊観光促進支援事業	(略)	(略)	(略)	

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
 - (1) 略
 - (2) 略
 - (3) 略
 - (4) 略

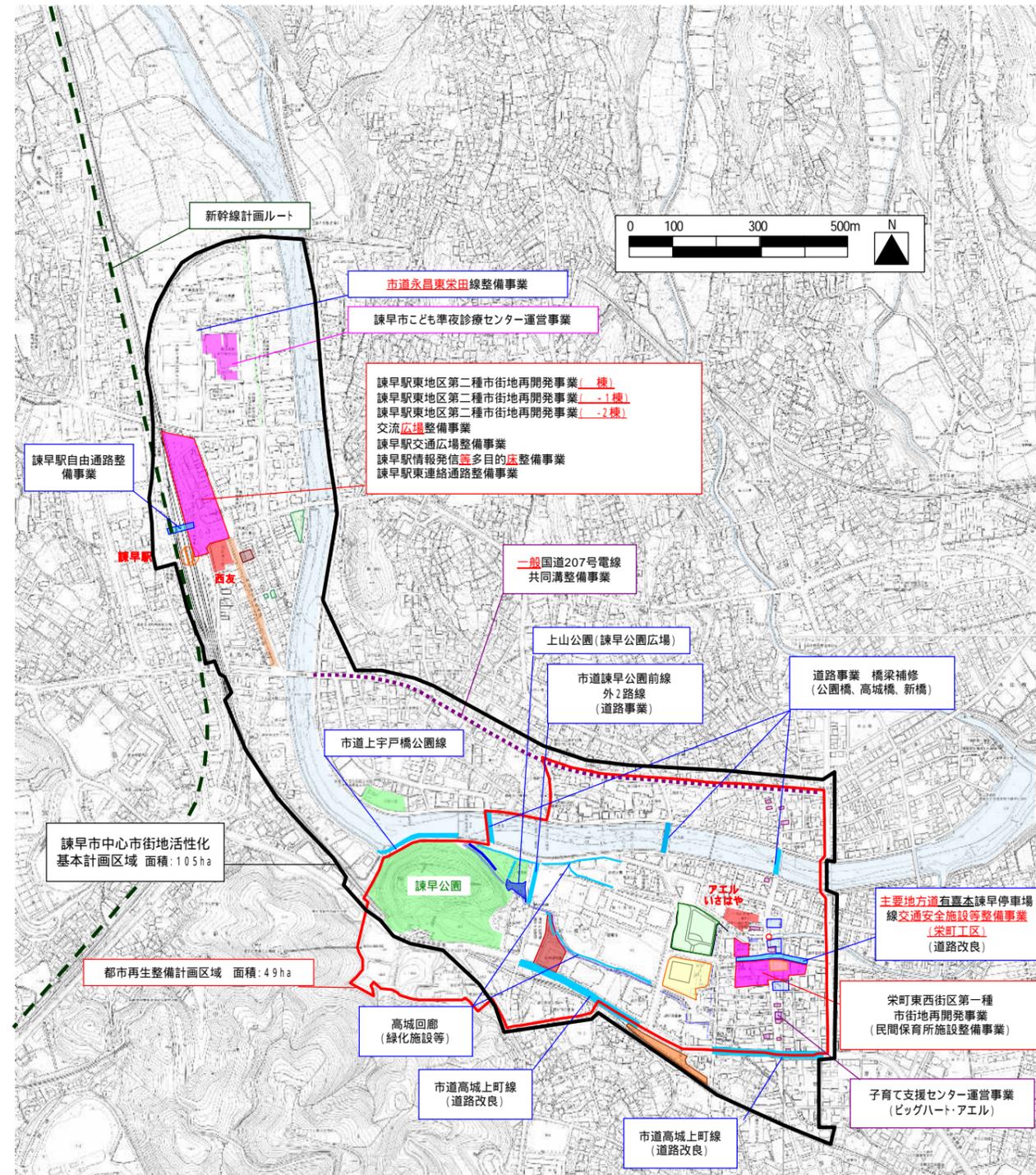
【事業名】 中心市街地賑わい創出支援事業	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 のんこの諫早まつり (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 中心市街地夏祭り支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 いさはや万灯川まつり (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 諫早つつじ祭り (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 宿泊観光促進支援事業	(略)	(略)	(略)	

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略

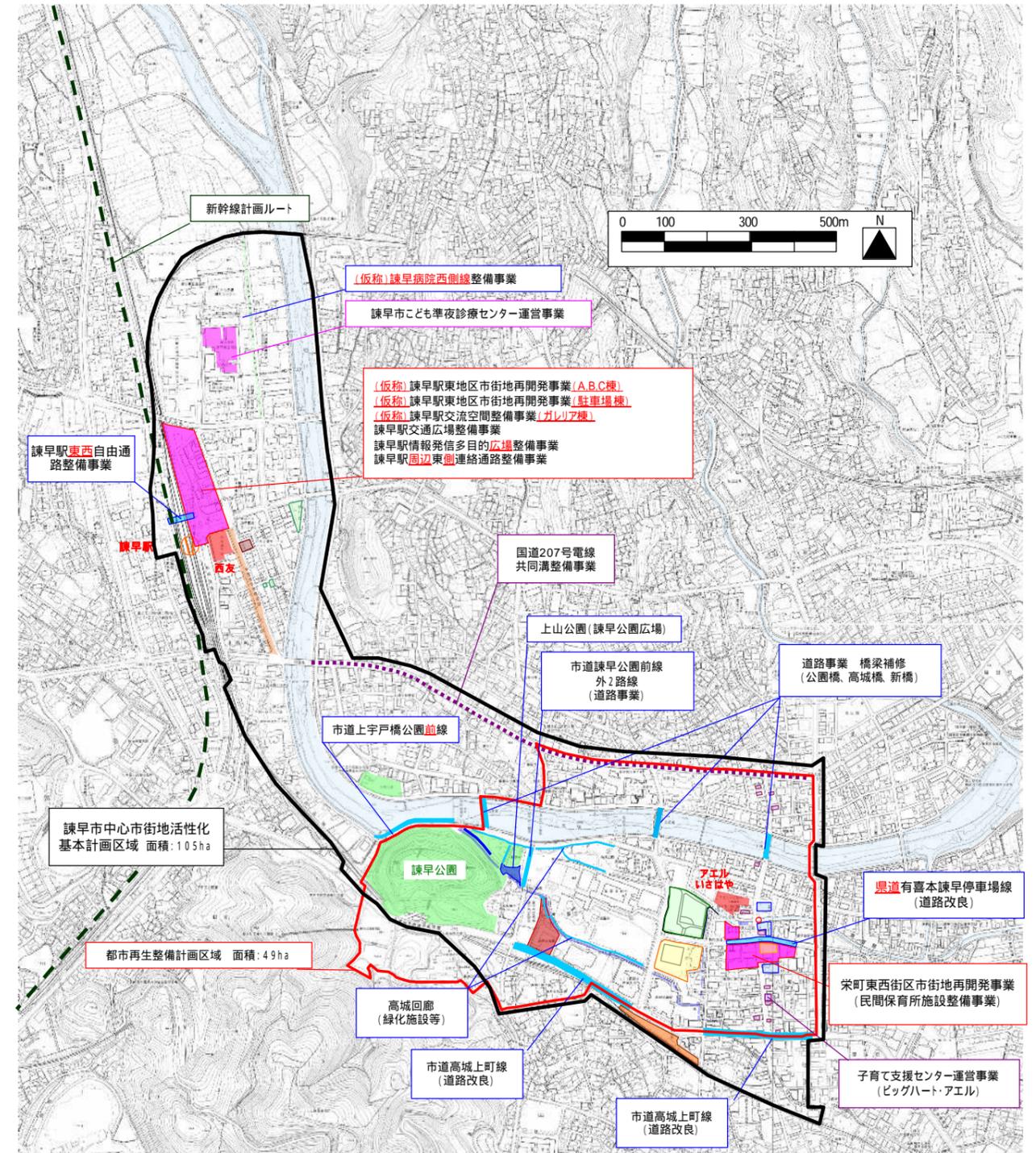
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
 - (1) 略
 - (2) 略
 - (3) 略
 - (4) 略

4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9.4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]略

[2]

(1)略

(2) 諫早市中心市街地活性化協議会開催概要

開催日	議題
平成24年5月23日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画について
平成24年11月6日	・栄町東西街区市街地再開発事業について ・諫早市中心市街地活性化基本計画の変更、追加について ・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画について
平成25年12月16日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画について
平成26年1月17日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画について
平成26年4月25日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画の変更について ・国の中心市街地活性化に向けた方向性と支援策について
平成26年10月3日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画の変更について
<u>平成27年8月31日</u>	<u>・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画の変更について</u>
<u>平成29年3月21日</u>	<u>・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画の変更及び進捗状況について</u>

(3)略

(4)略

[3]略

10.略

11.略

12.略

9.4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]略

[2]

(1)略

(2) 諫早市中心市街地活性化協議会開催概要

開催日	議題
平成24年5月23日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画について
平成24年11月6日	・栄町東西街区市街地再開発事業について ・諫早市中心市街地活性化基本計画の変更、追加について ・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画について
平成25年12月16日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画について
平成26年1月17日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画について
平成26年4月25日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画の変更について ・国の中心市街地活性化に向けた方向性と支援策について
平成26年10月3日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画の変更について
<u>新規追加</u>	
<u>新規追加</u>	

(3)略

(4)略

[3]略

10.略

11.略

12.略